

徳島県告示第二百九十五号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年五月二十三日から施行する。

令和二年五月一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

三の表徳島北農業協同組合の板東支所の項を削る。